

平成30年 1月30日から

平成30年 1月30日まで

標 茶 町 議 会  
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

## 平成30年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

### 第1号（1月30日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第2号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第4号 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について	11
議案第5号 平成29年度標茶町一般会計補正予算	15
議案第6号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	15
議案第7号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	15
議案第8号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	15
議案第9号 平成29年度標茶町病院事業会計補正予算	15
議案第10号 平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算	15
閉議の宣告	24
閉会の宣告	24

## 平成30年標茶町議会第1回臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成30年1月30日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 2号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
- 第 9 議案第 6号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 第10 議案第 7号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第11 議案第 8号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第 9号 平成29年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第13 議案第10号 平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算

### ○出席議員（13名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君  | 2番 後藤勲君   |
| 3番 熊谷善行君  | 4番 深見迪君   |
| 5番 黒沼俊幸君  | 6番 松下哲也君  |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君  |
| 9番 鈴木裕美君  | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 |           |

### ○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	池	田	裕	二	君				
副	町	長	森	山	豊	君				
総	務	課	長	牛	崎	康	人	君		
企	画	財	政	課	長	高	橋	則	義	君
保	健	福	祉	課	長	伊	藤	順	司	君
建	設	課	長	狩	野	克	則	君		
水	道	課	長	細	川	充	洋	君		
病	院	事	務	長	山	澤	正	宏	君	
教	育	課	長	島	田	哲	男	君		

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	佐	藤	弘	幸	君
議	事	係	長	小	野	寺	一	信	君	

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（館田賢治君） ただいまから、平成30年標茶町議会第1回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
6番・松下君、 7番・川村君、 9番・鈴木君  
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 標茶町議会第1回臨時会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、過般、政府において閣議決定されました人事院勧告の内容に基づき、所要の措置を講ずるための「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」、また、これに準じまして「へき地保育所職員の給与に関する条例の一部改正」及び「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正」を行うこと

と、それに伴う予算措置、並びに「くしろ湿原パーク憩の家かや沼」における問題について責任を明確にするための「特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定」について、そのご承認をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の1点について補足いたします。

地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、2件の工事請負契約の変更について地方自治法180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

はじめに「郷土館展示機能移転施設改修建築主体工事」につきましては、完成工期を平成29年12月25日から37日間延長し、平成30年1月31日へ変更したものです。

理由といたしましては、道内建設業における専門技術労働者の人手不足の状況の強まりから、本工事への専門工事を施工する下請業者の施工乗り込みが遅れることとなり、当初計画工程の施工体制の確保が困難となり工期の延長が必要となったものです。

もう1件の「川上団地改良住宅K-1号棟住環境改善事業建築主体工事」につきましては、当初契約金額1億4,277万6,000円を122万400円増額し、1億4,399万6,400円に変更したものです。理由といたしましては、当初設計の調査時においては居室内部の状況が確認できなかったため、工事実施により内装工事の数量等が変更となったもの、また不確定であった解体による発生材及び仮設資材の数量精査により請負金額が増額となったものです。

以上2件の工事請負契約の変更について地方自治法第180条第2項の規定によりご報告いたします。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

#### ◎議案第1号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第1号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月8日人事院勧告が出され、11月17日に閣議決定されたことから、人事院勧告に従い一般職の給与等の改定を行うもので、今回の提案内容については、今年度の適用に係る月例給と勤勉手当の増額を行なうものであります。

それでは、はじめに、月例給の引き上げについてであります。

国家公務員給与が民間を下回る官民給与の較差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いて実施した内容に準拠し、平均0.2%の改定を実施するものです。

主に、民間との間に差があることを踏まえた改定内容であり、1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層も同程度の引き上げを行うほか、給与制度の見直し等により、高齢層における官民の給与差が縮小していることを踏まえ、50歳代の職員については400円の引き上げとなっております。

次に、期末・勤勉手当についてであります。

月例給と同じく民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.1カ月分引き上げ4.4カ月分とし、民間支給状況等を踏まえて、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するものです。

本年度の勤勉手当引き上げ分は、12月期分で引き上げて、来年度以降の勤勉手当は6月、12月それぞれを0.05カ月分引き上げ、年間の勤勉手当を1.8カ月分とするものであります。

なお、実施適用については、給料は平成29年4月1日から、勤勉手当は平成29年12月期支給となります。

また、この間実施されてきた給与制度の総合的見直しについては平成30年3月31日をもって終了することから関係する条項の改正も行おうとするものであります。

以下、内容について、ご説明いたします。議案書1ページになります。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、お手元に配付の議案説明資料に新旧対照表がございます。議案説明資料の1ページから22ページまでが本改正の該当部分でございますのであわせてご参照いただければと思います。

それでは、改正の本文のほうに戻りたいと思います。

第17条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

この条文につきましては勤勉手当の年間改定率、一般職員に0.1カ月分、再任用職員には0.05カ月分を12月支給率に加えるための改正でございます。

次の改正文です。

附則第10項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.275」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425」を加え、「にあつては勤勉手当基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には」に改め、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加える。

この改正につきましては、特定職員いわゆる満55歳を超える6級の職員について実施している1.5%の減額措置の勤勉手当において減額する算定率を定める改正となります。

議案書3ページにまいります。

別表1を次のように改める。

別表第1、行政職給料表で1級から6級までの各号俸の給料月額で、議案書では3ページから5ページになります。

表の読み上げは割愛させていただき、代わって各級ごとの改定率等についてご説明いたします。

まず、どの級も号俸が高いほど、年齢が増すごとに改定率が下がる形をとってございます。

1級は最大0.7%から最少で0.4%の増額となっております。2級は同じく0.5%から0.1%、3級は0.4%から0.1%、4級・5級・6級は0.3%から0.1%となっております。また、再任用の職員については、1級から3級が0.2%、4級から6級が0.1%の増額となります。

次に議案書6ページにまいります。

別表第2のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(2)は8ページまでとなっておりますが、改定内容は行政職と同様の趣旨によるもので、各級の改定率は、1級は0.7%から0.3%、2級と3級は0.5%から0.1%、4級は0.4%から0.1%、5級は0.3%から0.1%の上げ幅となっております。また、再任用職員については、1級から4級が0.4%、5級が0.1%の改定となっております。

続いて議案書9ページになります。

ハ 医療職給料表(3)であります。こちらは9ページから12ページまでの表ですが、第3表につきましても、さきの二つの表と同様の趣旨での改定でございます。

1級については0.7%から0.1%、2級は0.6%から0.1%、3級が0.5%から0.1%、4級が0.4%から0.1%、5級が0.3%から0.1%の改定となっております。こちらの再任用職員は1級から3級が0.2%、4級・5級が0.1%の改定です。

続いて議案書は13ページになります。第2条であります。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び附則第7項第2号」を削り、「及び第16条の3」を「及び第16条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「附則第7項第2号」を「次項」に改める。

この改正部分は、附則第7項第2号が特定職員の1.5%削減を規定しており、平成29年度をもって終了することから削除するとともに、続く第16条の3は支給日の定義でありまして、第1項にのみ該当することから改め、「には」と「次項」を法制執務上の観点から加えるものであります。

次の改正文にまいります。

第17条第1項中「及び附則第7項第3号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第7項第3号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第7項から第10項までを削る。

この改正の内容といたしましては、第17条は勤勉手当の規定であります。前段で特定職員の1.5%減額を廃止するための整理、後段で平成30年度以降の6月期と12月期の支給割合を規定しています。

また、削った附則第7項以降は特定職員の減額に関連する項目でありまして、こちらも廃止に伴う削除であります。

最後に附則であります。

第1条は施行期日等の規定であります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3条及び附則第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用するというものです。

第2条は給与の内払いに関するものであります。

改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第10号。以下この条において「平成27年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の

給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなすというものです。

第3条は、標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

続く第4条は、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正であります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

以上の附則第3条と附則第4条は、この条例の第2条で削除された項目が含まれるため削除するものであります。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

#### ◎議案第2号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第2号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月の人事院勧告に基づき、一般職の給与改定に準じ、へき地保育所職員の給与についても、所要の改定をするものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の15ページ及び議案説明資料の23ページをお開きください。

議案第2号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和44年標茶町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

今回の改定号俸は1号俸から193号俸までで、率で0.729%から0.115%、へき地保育所職員の給料表全体では平均0.269%の増額改定率になっております。別表の各号俸の給料月額は16ページから18ページまでの記載のとおりであります。なお、各号俸及び給料月額の読み上げにつきましては省略させていただきます。

18ページへまいります。

附則としまして、

第1項、施行期日についてでございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

次ページにまいります。

第2項、給与の内払でございますが、改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定による内払とみなすというものでございます。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎議案第3号

○議長(館田賢治君) 日程第6。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、昨年8月に人事院勧告が出されたことに伴い、一般職の職員の給与勧告に準じて特別職の給与月額及び期末手当の改定を行うものであります。

改定内容については、平成29年4月1日に遡り、現行給料月額を0.2%増額、期末手当については12月期分を0.1カ月分増額の1.925カ月に改定し年間、0.1カ月増額の3.5カ月とするものです。

また、この期末手当についてですが、平成30年4月以降は、年間支給割合の3.5カ月は変えず、6月、1.575カ月を0.05カ月増額の1.625カ月とし、12月1.925カ月を0.05カ月減額し1.875カ月に改正するものです。

なお、3役の給料は平成30年10月までの給料減額特例措置により、町長職は本則より2万6,700円低い81万6,300円、副町長職は2万2,500円低い67万7,500円、教育長職は2万円低い61万2,000円の月額となります。また、期末手当においては一般職の職員の年間の割合より、0.9カ月分低い独自削減分については継続といたしますので、ご理解をお願いします。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案20ページをお開きください。

議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の182.5」を「100分の192.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第13項 平成29年4月1日から平成30年10月21日までの町長、副町長及び教育長の給料月額、条例第3条及び附則第12項の規定にかかわらず、別表中「84万3,000」とあるのは「81万6,300」と、「70万」とあるのは「67万7,500」と、「63万2,000」とあるのは「61万2,000」とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の192.5」を「100分の187.5」に改める。

附則としまして

(施行期日)

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第3項 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすというものです。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号

○議長（館田賢治君） 日程第7。議案第4号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） ただいま上程されました議案第4号、特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

このたびの、くしろ湿原パーク憩の家かや沼の指定管理者である、株式会社標茶町観光開発公社において、不適切な給与等の受給が発覚し、施設運営に支障を及ぼしたことは、今日まで営々と築きあげてきた信頼を著しく損なうこととなりまして、私としても痛恨の極みであり、改めて深く陳謝をいたしたいと思っております。

この間、議会にもご相談申し上げながら、公社では関係職員の処分並びに法的措置を講じ、また、貸付金条例にもご理解をいただき施設の安定的運営を目指しているところではございますが、ここで指定管理者選定の責任を明確にし、再びかかる事態が生ずることのないよう、町長、並びに副町長について、減給3カ月、10分の1とすべく、ご提案をいたすものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第4号 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次のページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号。以下「給与条例」という。）第3条に規定する町長及び副町長の給料月額について特例を定めることを目的とする。

（給料の月額）

第2条 町長及び副町長の給料月額は、給与条例第3条及び附則第13項の規定にかかわらず、附則第13項に規定する額から同項に規定する額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

第2項 前項に規定する給料月額を支給する期間は、次に掲げる期間とする。

（1） 町長 平成30年2月分から平成30年4月分まで

（2） 副町長 平成30年2月分から平成30年4月分まで

附則として

（施行期日）

第1項 この条例は、平成30年2月1日から施行する。

(この条例の失効)

第2項 この条例は、平成30年4月30日限り、その効力を失うというものです。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、町長のほうから、みずからもって減額を申しでられたのですが、先ほども全員協議会の中で話は出たのですが、100分の10を3カ月と。それが通常的な、一般的な例にしたがってやるとそういうことになるというお話でしたが、まあ一般的なものはさておきですね、町長としてこれでいいのか、100分の10、3カ月が妥当と考えているのか、町長としてもうちちょっと町民に対してですね、これだけの大きな騒ぎにもなったのですから、もうちょっと減額をさらにすると、そういう考えはないですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私としては妥当と考えたのでご提案をしたものでございます。ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 今の話ですね、町長としては妥当だといいますけどもね、早い話、自分で考えて自分で出したんだというふうにしか聞こえてこないんですけどね。これはやはり今、櫻井議員が言ったように通常の状態と違うんじゃないかなと私は思うんですよ。ましてや標茶町を二分に分けたような、まして2年間にもわたるこういう重大な問題についてですね、これで収まるということ自体がちょっとおかしいのではないかと私は思いますよ。

なぜかという、この問題はさかのぼっていくと、おととしの9月に発覚したわけですよ。そのときに素直に町長がこういう問題が発覚したと、だからなんとか私の不行届きをもってこういう状態がおきたんだと、だから申し訳ないということですね、頭を下げればこんなに大きくならなかったと思うんですよ。そして結果的にはこの2年もの間、町長は、あて職だなんだと言いながらですよ、なぜ自分が責任をとるといようなことを一言も言わなかったと。これが去年の12月のぎりぎりになって初めてですよ、私に責任がありますと。だからこの話がね、この3,000万という金が動いたわけですよ。それまでね、私どもは何回その会議を開いたかわかんないくらい会議を開いているわけですよ。それもこのかや沼を残そうということまで一生懸命考えた末ですよ。これが何回も集まって、昼にたいしたおいしくもないって言えばおかしいですけど、カレーライスは何杯も食べながらで

すよ、一生懸命どうやったらこれを改善していけるのか考えたんですよ。

そして改善計画をだしてくれということになると、いつまでたってもでてこない。だからしびれを切らしてですよ、去年の12月に解決しなければですよ3年越しになるわけですよ、そんなことまでしていつまでもこの標茶の町を二分にするようなやり方というのは、決して好ましくないと思うのですよ。これは重大な責任があると思うのですよ。ましてやですよ、とどのつまり解決した内容というのはですよ、議長の思案でもって出てきた、そしてその中で町のほうに納得したから出したというような形になっているわけですよ。これが、そのときに我々は町長が責任がないというようなことであればですね、これは一切ないということにするくらいの気持ちであったわけですよ。そういうことを考えていくと非常に重要な問題であって、私はこの1割減というのは非常に軽すぎると。ですから少なくとも3割くらいは削減するくらいの気持ちを持っていいのではないかなと思うのですよ。ついこの間、IPSだかの山中所長だかのノーベル賞をもらった人も、部下の責任でもって給料がしばらくの間もらえませんか、こういうようなことがテレビで出ていました。こういうことも含めるとですね、たかが1割、まして自分で決めたような1割というのは決して私は納得するわけにはいきません。以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私は自分から提案するのがと言われましたけれど、これはルール上、私のほうから提案するしかないわけでありまして、私はずっと確かにいろんな面で至らなかった点はあるかと思えますけれど、この間、例えば責任がないとかそういったことを明確にと言いますか、ひょっとして言葉が足りなかったかもしれないけれども、そのことは早い段階からしておりましたし、社会通念上、こういった場合の責任のとりかたについては、何度も申し上げておりますけれども、原因を追究しまあ私が謝らなかった、私としては記憶としてそんなことだったのかなど。いろいろお考えはあろうかと思えますけれども。

ただ、いずれにいたしましても私は何回も申し上げているように、やはり町民の財産である憩の家かや沼、これを過去・現在・未来形の中で考えたときにやはりなんとしてでも守りたい、そのためにここに至った原因を明確にし、それに対する対応策、改善策を求めそれである程度のめどがたった段階で公社の取締役としての責任は明確にしたい。

また一方で、結果責任でありますから、いわゆるこれは町として観光開発公社を指定管理者として決めたわけでありまして、その結果としてあいつた事態が起きたことに対しては町長としての責任を明確にしたいということはこれは去年の早い段階からずっと申し上げていた、多分、一昨年段階からずっと申し上げていたと思えますけれども。ただ、この私どもの提案したものが妥当かどうかということについては、私どもは妥当としたので提案をしたわけで、それについて議会の皆さんがどのように判断されるかというのはですね、私どもはそれは議会の皆さんの考えだと、そのように考えておりますのでぜひ

ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 結果的には議会の皆さまがどう考えるかということであればですね、その時点でもう少し早めにですね、私はこういうふうを考えているんだけどどうなんだというような意見だってあったっていいんじゃないかと思うんですよ。1割というのはですよ、町長は責任がある責任があると言いながら、結果的には10分の1しか責任をとってないということなんですよ。それで責任取ったって言えますか。はっきり言ってですよ、町民に対し1割、我々に対して1割さ。そういうこと考えていくだけでも3割くらいの値はあるんですよ。だからもう少しこれは、そんななまっちょろいもんで私はいかないと反対いたしますよ。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案可決されました。

#### ◎議案第5号ないし議案第10号

○議長（館田賢治君） 日程第8。議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第5号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第6号）でありまして、国の人事

院勧告に準じた給与改定に対応するため、また人事異動に伴う給与の精査により歳入歳出それぞれ3,579万5,000円を追加し総額を128億5,374万円にいたしたいというものでございます。

対応する財源につきましては、地方交付税の増額により収支のバランスを図ったところであり、以下、内容についてご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,579万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億5,374万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明は省略させていただきます。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第6号、平成29年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、昨年8月の人事院勧告に伴う給与費の増額の補正を行うものでございます。以下、内容についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成29年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,854万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページ及び3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

以上で、議案第6号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わり、引き続き、議案第8号、平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

議案第8号、平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案は、昨年8月人事院勧告及び今年度人事異動に伴う職員手当の増額の補正を行うものでございます。以下、内容についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,770万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、説明をいたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の提案並びに内容の説明を終わります。引き続き、議案第10号、平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。

議案第10号 平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、昨年8月の人事院勧告による給与改定に伴う職員給与費の増額補正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

平成29年度 標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第2条 平成29年度標茶町上水道事業会計予算第6条に定めた議会の議決を経なければ

ば流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目、(1) 職員給与費、補正予算額15万4,000円、計1,310万8,000円。

以下、内容についてご説明をいたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に3ページにお戻りください。

平成29年度 標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)、平成29年4月1日から平成30年3月31日までで、変更となった項目だけ説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(1) 当年度純利益から(2) 減価償却まで変更はございません。(3) 引当金の増加額、賞与等引当金6,000円の増額でマイナス6万円。(4) 長期前受金戻入額から(8) 未収金の減少額までは変更はございません。(9) 未払金の増加額、消費税及び地方消費税で5万円の増額で38万7,000円。(10) 前払金の増加額から(11) その他は変更はありません。(12) 小計は9万3,000円の増で3,990万3,000円。(13) 利息及び配当金の受取額と(14) 利息の支払額は変更はございません。業務活動によるキャッシュ・フローは9万3,000円の増の3,235万8,000円となります。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、3 財務活動によるキャッシュ・フロー、も変更はございません。

従いまして、4 資金増加額は9万3,000円増のマイナス421万円。

5 資金期首残高は、変更ございません。

6 資金期末残高は9万3,000円増の2億1,266万8,000円となります。

6ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)、平成30年3月31日でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計の変更はありません。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計及び固定資産合計も変更はございません。

2 流動資産、(1) 現金預金2億1,266万8,000円。(2) 未収金682万9,000円。(3) 貸倒引当金は変更ありません。流動資産合計は2億1,946万5,000円。資産合計は8億6,961万8,000円です。

7ページをお開きください。

負債の部です。3 固定負債、(1) 企業債から(3) 修繕引当金までの固定負債合計は変更はございません。

4 流動負債(1) 一時借入金から(3) 一般会計借入金までも変更はございません。(4) 未払金は165万9,000円。(5) 前受金は変更はございません。(6) 引当金、イ賞与引当金105万7,000円。ロ特別修繕引当金は変更はありません。引当金合計は105万7,000円。

(7) のその他流動負債は変更はございません。流動負債合計は3,061万7,000円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金から(2) 長期前受金収益化累計額及び繰延収益合計は変更はございません。負債合計が5億4,502万8,000円。

資本の部。6 資本金は変更ございません。

7 剰余金、(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの剰余金合計及び資本は変更はございません。負債資本合計は8億6,961万8,000円です。2ページにお戻りください、

平成29年度 標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容の説明を終了いたします。

○議長(館田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第7号の提案趣旨並びに内容につきましてご説明いたします。

本案は平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)で、内容につきましては人事院勧告に伴う制度改正によりまして保険事業勘定では人件費が44万9,000円を増額するものです。サービス事業勘定につきましても同じく人事院勧告に伴う制度改正によりまして人件費の増額と異動による人件費の調整によりまして、526万9,000円の増額とするものでございます。なお、財源につきましてはそれぞれ繰入金により収支の調整を行ったところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,193万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,657万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は平成29年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）で、人事院勧告に準じた給与改定に伴う補正予算741万6,000円の追加補正と薬剤師が昨年8月に自己都合退職し、不在となっている期間分の人件費592万2,000円の減額補正を行うとともに現在、帯広市内の医療機関から薬剤師の派遣をいただいております、その派遣委託料として856万3,000円の増額補正を行いたいというものです。加えて、産婦人科医師の派遣委託料についてこれまでの派遣実績に基づき400万円の減額を行い、総額で605万7,000円の追加補正を行いたいというもので、財源につきましては一般会計からの繰入により行いたいということでございます。

以下、内容についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

平成29年度 標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額605万7,000円を追加し、11億6,183万1,000円。第1項、医業収益、補正予定額44万2,000円を追加し7億1,541万1,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額561万5,000円を追加し4億4,642万円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額605万7,000円を追加し、11億6,183万1,000円に。第1項、医業費用、補正予定額605万7,000円を追加し11億2,413万5,000円に。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（1）職員給与費、補正予定額149万4,000円を追加し、7億4,982万2,000円に。次のページへまいります。

（他会計からの繰入金）

第4条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、補正予定額782万4,000円追加し、1億8,043万4,000円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額176万7,000円減額し、3億8,502万5,000円に。  
合計、補正予定額605万7,000円追加し、5億8,649万6,000円に。  
続きまして、補正予算説明書によりご説明いたします。13ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

6ページから9ページにかけての説明については省略させていただきます。  
4ページをお開きください。

こちらは現金の流れを表した予定キャッシュ・フロー計算書の補正後でございます。平成28年度決算を踏まえた内容になっております。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローは(1)当年度純利益から(15)利息の支払額の合計で補正前と比べ86万7,000円増加し、プラス5,215万6,000円であります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローは(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で補正前と同じ、マイナス2,032万5,000円です。

3. 財務活動によるキャッシュ・フローは(1)建設改良企業債による収入から(4)他会計からの償還金による収入までの合計で補正前と同じ、マイナス9,992万8,000円です。

4. 資金増加額は補正前と比べ86万7,000円増加し、マイナス6,809万7,000円。

5. 資金期首残高は補正前と比べ52万1,000円増加し、1億5,137万8,000円。

6. 資金期末残高は補正前と比べ138万8,000円増加し、8,328万1,000円となります。

次に10ページをお開きください。

予定貸借対照表の補正後で決算を踏まえた内容になっております。

資産の部、1. 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からへのリース資産までの合計で、補正前と比べ3万8,000円増の16億5,836万6,000円。(2)無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。(3)投資は長期貸付金で補正前と同じ3億円。固定資産合計、補正前と比べ3万8,000円増の19億5,875万4,000円。

2. 流動資産について、(1)現金・預金は補正前と比べ138万8,000円増の8,328万1,000円。(2)未収金、補正前と同じ6,000万円。(3)貯蔵品、補正前と同じ800万円。流動資産合計、補正前と比べ138万8,000円増の1億5,128万1,000円。資産合計、補正前と比べ142万6,000円増の21億1,003万5,000円。

次のページへまいります。

負債の部、3. 固定負債について、(1)企業債と(2)リース債務の合計で補正前と比べ、2,000円増の7億3,994万2,000円。

4. 流動負債について、(1)企業債から(5)預り金までの合計で、補正前と比べ77万円増の2億2,131万8,000円。ふえている箇所としては(4)の引当金で96万7,000円の増となっております。

5. 繰延収益について、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額を差し引

いた額で補正前と比べ1,000円増の1億6,250万6,000円。負債合計は補正前と比べ77万3,000円増の11億2,376万6,000円。

資本の部、6. 資本金は補正前と比べ65万3,000円増の9億8,296万2,000円。

7. 剰余金、(1) 資本剰余金、(2) 利益剰余金の合計で補正前と同じ330万7,000円。資本合計は補正前と同じ、65万3,000円増の9億8,626万9,000円で負債と資本の合計は補正前と比べ142万6,000円増の21億1,003万5,000円であります。

次に3ページをお開きください。

こちらは補正予算実施計画でただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

なお、本案につきましては1月25日開催の第3回町立病院運営委員会に諮問し、原案どおり可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに議案第5号、一般会計補正予算。歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議案第6号、下水道事業特別会計補正予算。歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議案第7号、介護保険事業特別会計補正予算。第1条、歳入・歳出予算の補正、保険事業勘定、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、保険事業勘定、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正、介護サービス事業勘定、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、次に、議案第8号、簡易水道事業特別会計補正予算。歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、議案第9号、病院事業会計補正予算。第1条・総則から第4条・他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、次に、議案第10号、上水道事業会計補正予算。第1条・総則から第2条・議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、議題6案を一括して採決いたします。

議題6案は、いずれも原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、平成30年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前11時39分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 6 番 松 下 哲 也

署名議員 7 番 川 村 多美男

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美